

「計量法施行規則第136条第4項の規定に基づく電磁的記録媒体の種類を定める規程」
の制定要旨

平成29年8月1日
認定センター 計画課

1. 制定理由等

現在、経済産業省において計量法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集を行っています。今回の計量法施行規則の改正によりJCSS及びMLAPの申請手続きにおいて、機構に提出する電磁的記録媒体は、機構が定めることになりました。（今までどおり紙による書類の提出も可能です。）

したがって、同規則の改正案第136条第4項で「電磁的記録の媒体は、機構が別に定める」ことが規定されているため同項の規定に基づき本規程を定めます。

2. 制定内容

電磁的記録媒体の種類として、CD-R及びDVD-R（12cm）を定めます。

3. 制定（施行）予定日

改正作業中の計量法施行規則の施行の日を予定しています。

以上